

港湾管理委員会告示第3号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の11第1項に規定する放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、境港管理組合に備え置いて公衆の縦覧に供する。

なお、平成19年2月15日港湾管理委員会告示第1号(港湾法第37条の3第1項の規定による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定について)並びに平成19年10月30日港湾管理委員会告示第3号(港湾法第37条の3第1項の規定による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定について)は、令和4年4月10日限り廃止する。

令和4年3月31日

境港管理組合
港湾管理委員会委員長 平井 伸治

1 港湾名
境港

2 放置等禁止区域
(1) 境港港湾区域の全域
(2) 境港管理組合が所有又は管理する港湾施設の全域

3 放置等禁止物件
(1) 船舶
(2) 車両
(3) いかだ
(4) 土石
(5) 竹木
(6) 資材類
(7) コンテナ
(8) 工作物
(9) (1) から (8) に掲げるもののほか、船舶の交通その他港湾施設の開発又は保全、維持管理に支障を与える程度においてこれらの物件に類するもの

4 指定の適用日
令和4年4月11日